

平成26年12月22日

日本生命保険相互会社

中小企業退職金共済制度に係る不正事案について

今般、日本生命保険相互会社（以下、「弊社」）が、加入勧奨を行っている中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」）において、弊社職員が関与する不正事案（以下、本事案）が確認されました。

弊社職員が本事案に関与したことは誠に遺憾であり、お客様、中退共を運営する独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下、「機構」）をはじめとする、関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。弊社は本事案を厳粛に受け止め、内部管理態勢や教育研修体系の一層の強化を通じ、再発防止に努めてまいります。

なお、本事案の事実関係や調査結果、今後の対応等につきましては、下記の通りです。

記

1. 前提事実

中退共は、「中小企業退職金共済法」に基づき、機構が運営する退職金制度です。事業主が雇用する従業員を対象に、機構と退職金共済契約（以下、「中退共契約」）を締結し、掛金を負担します。従業員は、退職時に、機構に請求のうえ、直接退職金を受け取ります。

弊社は、中退共の普及推進を担い、中小法人マーケット開拓の一環として、事業主に中退共の加入勧奨を行っております。

今般、機構より、弊社の特定の営業部に属する営業職員が加入勧奨した中退共契約について、不審な点があるとして、機構が行う調査に協力するよう要請があったことから、弊社としても、機構の調査に全面的に協力し、全容解明に努めてまいりました。

2. 調査概要

(1) 調査の経緯

機構が弊社の加入勧奨実績やその後の退職金請求実績等の分析を行い、調査が必要と判断した契約について、機構及び弊社が、当該契約の加入勧奨に関わった営業部長・営業職員に対し、加入勧奨経緯等のヒアリング調査を実施いたしました。

さらに、営業部長・営業職員への調査結果を踏まえ、共済契約者である事業主への事実確認を行いました。

(2) 調査結果

調査の結果、弊社職員が、事業実態・雇用実態が無いにも関わらず、虚偽の加入申込書を提出し、不正に契約を締結することを勧め、結果として、事業実態・雇用実態を伴わない中退共契約が締結されている事案や、個々の被共済者が不正に退職金を受給していた事案が判明いたしました。

- ・不正契約に関与した職員 営業部長1名、営業職員23名
- ・不正契約の件数 被共済者数222名（事業主数56名）

3. 発生原因

これまでの調査の結果、不正契約は、特定の営業部長（1名）が担当していた営業部において、その在任期間中に特に集中しております。

弊社では、加入勧奨実績に応じて営業部に営業成績を付与しておりますが、当該営業部長は、中退共契約は契約締結に係る事務等を弊社では行わないことから、不正契約が露見しないと考え、担当営業部の成績を安易に水増しすることを目的に、退職金の不正受給につながることを承知しながら、管下の営業職員に対し、不正な取扱いを繰り返し強く指示していたことが確認されております。

また、営業職員については、当該制度に関する知識やコンプライアンス意識が不十分でした。

4. 弊社の対応

(1) 不正契約への対応

不正な契約は、機構により解除されます。弊社は契約解除に伴うお客様対応に、全面的に協力してまいります。

また、既に退職金が支給されており、弊社職員が不正に関与した契約については、弊社は使用者責任を認め、機構が行う損害賠償請求に応じます。なお、弊社が賠償した金員については、本事案の関与職員に、その責任に応じて求償してまいります。

不正に受給された退職金・・・ 被共済者数142名（事業主数31名）、計3,216万円

(2) 弊社関係者への対応

社内規定に基づき、厳正に処分してまいります。

(3) 再発防止策

本事案を踏まえ、弊社では、当面の間、中退共契約の加入勧奨活動を停止いたします。

また、機構による再発防止策に加えて、更に弊社として、以下の対策を検討しておりますが、加入勧奨の再開にあたっては、万全の態勢を構築のうえで、再開可否も含め慎重に判断してまいります。

<①教育体制強化>

中退共をはじめとする法人向け商品に関する適切な活動の推進に資するべく、研修頻度、内容について、コンプライアンス面も含め一層の充実を図ってまいります。

<②加入勧奨態勢の強化>

これまでも、中退共契約の加入勧奨に際しては、ご加入目的や加入要件の適切性等につき、お客様にご確認いただく取扱いを行っておりますが、弊社の加入勧奨により新たに中退共契約の申込みをされた事業主を対象に、支社による確認（ご加入目的や加入要件の適切性の確認等）の実施等、適切な加入勧奨態勢を強化いたします。

<③本部モニタリングの実施>

各営業部における突出した取扱件数等の事象に関する早期察知に向けて、中退共契約の加入勧奨実績について、本部によるモニタリングを実施いたします。

<④内部監査の実施>

上記①～③の再発防止策が適正に運営されているかについて、内部監査部門が検証いたします。

今後は再発防止策の徹底および厳正な遂行を通じ、内部管理態勢や教育研修体系の強化に全力で取り組むとともに、お客様、機構をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に全社一丸となって努めてまいります。

<お客様専用 お問合せ窓口>

専用フリーダイヤル

電話番号 0120-945-561（通話料無料）

受付時間 12/22～30 月～金曜日 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

23日（祝） 9:00～20:00

（日曜日は除きます）

以上